

安全危機管理に関する規定

気象状況等による臨時の対応について

授業開始前ならびに授業中に以下の警報が発令された場合、生徒の安全確保を優先し、次のような原則で対応します。

1. 授業開始2時間前から授業開始時までの間に、横浜市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大規模地震警戒宣言」が、発令もしくは発令中の場合は、警報解除の時刻を問わず休講とします。
2. 授業開始後に上記警報が発令された場合には、気象状況・生徒の安全等を考慮しながら生徒を帰宅させます。
3. 上記1)にない警報（伏雨警報・洪水警報など）や注意報が発令されている場合は休講となりません。出欠席の判断はご家庭で行って下さい。ただし、上記1)に該当するような天候の悪化が予想される場合、予め連絡の上、休講とする場合がございます。
4. 休講や帰宅の連絡は、時間的猶予がないためにできない場合があります。ご家庭において気象情報にご注意ください。
5. 上記1)にない警報（伏雨警報・洪水警報など）や注意報が発令されている場合および悪天候などの気象状況により、利用交通機関に45分以上の遅延が認められ、出席できなかった授業が個別授業の場合、後日振替受講が可能となります。利用交通機関発行の遅延証明書をご持参の上、講師にご相談ください。

東海地震を含む大地震の際の対応について

授業開始前、授業中に「警戒宣言」または「大地震」が発生した場合には、生徒の安全確保を最優先し、次のような原則で対応します。生徒の安全を最優先に行動いたしますが、臨機に対応していきたいと考えています。なおご家庭で日頃から、通塾時の緊急事態にそなえて集合場所、連絡方法などの話し合いをお願いいたします。

1. 「警戒宣言」発令時

「警戒宣言」はラジオ・テレビ・広報車・有線放送・地震防災信号・防災無線で伝達されます。

- ・通塾前・・・通塾せず、ご家庭で待機して下さい。
- ・通塾中・・・通塾をやめ、できるだけ安全な方法で帰宅して下さい。
- ・在塾中・・・授業が終了となり、帰宅していただきます。

情報を177(携帯電話からは市外局番が必要です)でご確認して下さいようお願い致します。

2. 「大地震」発生時

- ・授業を中断し、教室の出入口の扉・ドアを全開にします。

- ・身体的安全(特に頭部)を確保する為、机の下に身を伏せるよう指導し、揺れがおさまるのを待ちます。
- ・窓近辺の生徒には窓から離れて内側へ入るよう指導します。

3. 「大地震」発生後

余震の可能性もあるため、近隣の方々との協力の上、責任者が屋外の建物などの様子を確認しながら最寄りの避難場所に集団で避難することもあります（教室の方が当面の間、安全と判断した場合にはとどまることもあります）。安否の確認につきましては大規模地震の際には電話などの通信手段がつながりにくくなる場合が考えられますため、「災害用伝言ダイヤル」(TEL 171)を利用し、できる限り安否がすみやかに確認できるよう努力致します。また、授業のない日に地震が発生した場合には、生徒の安否を本校へご連絡下さいますようお願い致します。災害用伝言ダイヤルを利用してくださっても結構です。自宅が倒壊して避難所に入る場合には、「〇〇小学校に避難中」など、張り紙をして避難先がわかるようにしておいて下さい。授業再開の詳細については本校ホームページなどにてお知らせいたします。

<災害用伝言ダイヤルについて>

☆教室で被災した生徒がご家庭へ連絡する場合

- ① 171をダイヤルする
- ② 1（録音）を押して自宅の固定電話番号を市外局番からダイヤルする
- ③ 1と#を押して、無事なこと及び現在地を話す（30秒以内）

☆授業中に自宅が被災したため保護者の安否を確認する場合

- ① 171をダイヤルする
- ② 2（再生）を押して自宅の固定電話番号を市外局番からダイヤルする
- ③ 1と#を押すと被災者の伝言が再生される

帰宅の遅れへの対応について

帰宅が遅れていると保護者から連絡を受けた場合、状況により、搜索のために授業を一時的に自習に切り替えることがございます。また、本人の行方がはっきりしない場合には、保護者の方に相談もしくは責任者の判断で警察に連絡し、協力を要請することがあります。

自然災害等により休講した授業について

自然災害により休講した授業の補講は行いません。